

地場産品基準

返礼品等を提供する場合には、国から示された「地場産品基準」に基づき取り扱うこととなっております。

地場産品基準の代表的なものは下記のとおりとなります。

第1号

当該地方団体の区域内において生産されたものであること



三郷市内で生産された農産物など、自然のまま採取された未加工の一次産品であることが想定されている。



第2号

当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

①返礼品の主要な部分が三郷市内で生産されたものであること。

例：三郷市内で育てたオレンジを100%使用し、ジュースにする作業（搾る・瓶に詰めるなど）は市外で行われている。原材料の「主要な部分」となるオレンジが三郷市産であること。



②三郷市内での生産割合が50%以上であること。

例：ドライフルーツの詰め合わせのうち、「いちご」が三郷市内で作られ、いちごがドライフルーツ全体の半分以上の量を占めていること。



※付加価値の証明については、別添様式にて価格から割り出した証明が必要となる。

第3号（別添1・2証明様式あり）

当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

・第3号イ（熟成肉）

地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。

・第3号イ（精米）

地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。

返礼品の「中心的な作業」が、三郷市内で行われていること。「中心的な作業」によって、付加価値が生まれていること。 **△その工程を踏まなければ生産されない！等**

例：市外で生産された小麦を用いて、三郷市内の工場で生地から製造されたパン

例外✕：市外から調達した材料を、単に切断・袋詰めした商品



第3号ロ（企画立案）（別添1・2証明様式あり）

当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたものの

三郷市内で設計・企画・ブランド開発した商品を市外の工場で製造・生産しており、製品の価値の多くが製造工程ではなく「設計・企画・ブランド開発によるもの」と証明できるもの。



第4号

返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

例：三郷市内で生産されたものが、管轄選果場にて等級が判定され、等級ごとに包装・出荷するため市外生産品との混在が避けられないもの。



第6号（別添 1・2 証明様式あり）

前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

三郷市内で作られた返礼品（1～5の地場産品基準を満たしていること）が組み合わせの主要な部分を占めている必要がある。

例：三郷市内で製造したそばと市外で製造されためんつゆのセット（主要な商品に関連づいた商品でなければセットにできない）



第7号

当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

例：三郷市内の地元ガイドが案内する「三郷市内の歴史散策ツアー」

例外✕：三郷市内で受け取れるが、内容が東京の情報を解説するオンライン街歩きツアー等



第7号の2（電気）

当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

三郷市内の「自然や資源で作られた電気」を契約書や証拠書類で明確にしたうえで、その範囲内を返礼品として提供することができる。

例：太陽光発電、風力発電など

